

令和4年 年末の交通安全県民運動実施要綱

- 《実施期間》 令和4年12月15日（木）から12月31日（土）までの17日間
- 《目的》 県民一人ひとりが、安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図る
- 《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ
- 《運動の重点》
- 1 高齢者の交通事故防止
 - 2 夕暮れ時^{どき}と夜間の交通事故防止
 - 3 飲酒運転等危険運転の根絶
 - 4 各市町交通安全対策協議会等が決定する事項



《統一主要行事》

行事名	実施日	内容
運動初日広報 街頭指導の日	12月15日 (木)	本運動の開始を広報するとともに、街頭における交通指導等を行い、期間中に行われる各種活動への取組意識を高める。
横断歩行者等 安全対策強化の日	12月20日 (火)	運転者には、横断歩道における歩行者優先義務の徹底を、歩行者には、横断歩道等の正しい利用など交通ルールの遵守を促すとともに「しずおか・安全横断3つの柱」の実践や歩きスマホの絶無など、交通マナーの実践を広く呼び掛ける。
飲酒運転等 危険運転根絶の日	12月23日 (金)	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）を未然に防ぐ「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。

静岡県交通安全対策協議会

運動の重点に関する主な推進事項

高齢者の交通事故防止

1 高齢運転者対策

- (1) 高齢者自身が加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、歩行者・自転車利用者として、また運転者として安全な行動の実践を促す参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (2) 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、セーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発
- (3) 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の周知
- (4) 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施設の広報の推進

2 横断歩行者の安全確保

- (1) 「しずおか・安全横断3つの柱」(①手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝え、②安全を確認してから横断を始め、③横断中も周りに気をつけること)等の実践による横断歩道の適正利用と信号無視等や横断禁止場所横断などの危険性の周知
- (2) 運転者に対する歩行者保護意識の徹底を図るための交通安全教育と啓発の推進

3 自転車の安全利用

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した通行ルールの遵守と交差点での一時停止等安全利用の周知
- (2) 定期的な点検整備による安全性を確保した自転車の利用及びヘルメットの着用促進
- (3) 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知による自転車損害賠償保険等への加入促進
- (4) 自転車事故抑止対策の推進
自転車による交通事故防止を図るため、「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1（プラスワン）」(①：交差点では周りに気をつける ②：一時停止場所では確実に停まる ③：急がずゆっくり走る「+1プラスワン」(高齢者対象)：アシスト自転車の特性(加速・車重)を理解する)の周知・実践
- (5) 令和4年の改正道路交通法に基づき公布日(令和4年4月27日)から1年以内に施行されることとなる全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化に向けた広報啓発の推進

4 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底

- (1) 全ての座席におけるシートベルト着用の周知・指導の徹底及びその必要性・効果に関する理解の促進
- (2) シートベルトの高さや緩みの調整等、正しい使用方法についての広報啓発の推進

夕暮れ時^{どき}と夜間の交通事故防止

1 「ピカッと作戦！」の積極的な展開

- (1) 自発光式等の反射材用品の視認効果や使用方法等の周知と自発的な活用の促進
 - (2) 夕暮れ時における、自動車・自転車の「早めのライトオン」の実践
 - (3) 夜間の対向車や先行車がない状況における「ハイビーム」の効果的な活用
- ### 2 自動車運送業者等による従業員に対する夕暮れから夜間の時間帯における運転時の注意喚起の実施

飲酒運転等危険運転の根絶

1 飲酒運転の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等による、飲酒運転等を絶対に許さない環境作りの推進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者等の点呼時におけるアルコール検知器使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施

2 妨害運転の防止

- (1) 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性や罰則強化の周知徹底
- (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する啓発の推進

3 ながら運転の防止

スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底

各市町交通安全対策協議会等が決定する事項

各市町交通安全対策協議会等が策定する年間事故防止重点を中心とした対策の推進